

公益社団法人

横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ

会員に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ（以下「クラブ」という。）定款第5条に基づき、クラブの会員の構成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の構成)

第2条 クラブの会員は、定款第5条の規定に基づき、正会員、準会員及び名誉会員とする。

第2章 正会員

(種別)

第3条 定款第5条に規定する正会員は、クラブの目的及び事業に賛同して入会した、次の各号に該当する個人とする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 個人会員 | 20歳以上の個人 |
| (2) 家族会員 | 20歳以上の個人及びその20歳以上の配偶者 |
| (3) 法人個人会員 | クラブが適正と認めた法人から紹介された20歳以上の個人で、法人が入会金および年会費を負担することに同意した者。 |
| (4) 法人家族会員 | 配偶者またはパートナーがそれぞれ20歳以上であり、クラブが適正と認めた法人から紹介され、法人が入会金および年会費を負担することに同意した者。 |
| (5) シニア個人会員 | 65歳以上で正会員年数が20年を超える個人会員で書面にて理事会に申請し、承認を受けた個人会員 |
| (6) シニア家族会員 | 65歳以上で正会員年数が20年を超える家族会員で書面にて理事会に申請し、承認を受けた家族会員 |
| (7) 終身名誉個人会員 | 正会員として40年以上経過し、かつ75歳に達した個人は、終身名誉個人会員に移行する権利を有する |
| (8) 終身名誉家族会員 | 配偶者またはパートナーがそれぞれ正会員として40年以上経過し、かつ75歳以上に達している場合、終身名 |

誉家族会員に移行する権利を有する

終身名誉個人会員または終身名誉家族会員に移行する場合の判定要件は、主に75歳以上であること、および会員歴が40年以上であることとする。移行を希望する会員は申請書をクラブマネジメントに提出のうえ、同マネジメントの承認を得なければならない。

家族会員のひとりが終身会員に移行するための要件を満たし、一方でその配偶者またはパートナーがその要件を満たしていない場合、要件を満たす会員だけが終身名誉個人会員に移行することができる。その配偶者またはパートナーは資格条件を満たすまで個人会員の会費を支払い続けるものとする。

終身名誉会員は、それぞれの可能な範囲でクラブに献金を行うことでクラブ運営を支援することが強く求められる。この支援は、YC&ACの運営費を賄う一助となる。

終身名誉会員の資格を取得した優良会員は、「会費に関する規程」に定める終身名誉会員移行手数料を納付しなければならない。

第3章 準会員

(種別)

第4条 定款第5条に規定する準会員は、クラブの事業を賛助するために入会した、次の各号に該当する個人とする。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 期間限定の個人会員 | 20歳以上の個人で、入会金を36ヶ月以内の分割払いで支払うことを申請した者。 |
| (2) 期間限定の個人会員 | 20歳以上の夫婦で、入会金を36ヶ月以内の分割払いで支払うことを申請した者。 |
| (3) ジュニア会員 | 14歳以上22歳未満の個人であって、少なくとも一方の親からの同意を得た者 |
| (4) ヤングアダルト会員 | 23歳～29歳の者 |
| (5) ヤングプロフェッショナル会員 | 30歳～35歳の者 |
| (6) 他クラブ紹介会員 | クラブと同等の質を有する他クラブからの紹介により会員となった者 |

第4章 名誉会員

(資格)

第5条 定款第5条に規定する名誉会員は、クラブの名誉会員たるにふさわしい者として2名の理事が推薦・賛同し、理事会が承認した者とする。

第5章 雑則

(会員資格の譲渡)

第6条 クラブの会員資格は譲渡できない。

(改正)

第7条 この規程の改正及び会員の資格に関する事項は、理事会の決議による。承認された事項は、別に定める場合を除き、掲示板に掲示された日より起算して21日後に発効する。他の告知方法がとられる場合もある。当該事項は次の社員総会でも通知され、社員はこれに対して意見を表明することができる。

(経過措置)

第8条 各会員の現在の所属区分が、この改正の施行時の会員区分と合致しない場合の扱いは、理事会が別にこれを定める。

(附則)

この改正は、2020年4月6日に理事会で決議され、2020年5月1日より施行する。

この改正は、2022年5月10日に理事会で決議され、2022年6月1日より施行する。

この改正は、2024年5月27日に理事会で決議され、2024年7月1日より施行する。

この改正は、2024年8月5日に理事会で決議され、2024年9月1日より施行する。

この改正は、2024年10月20日に理事会で決議され、2024年11月15日より施行する。